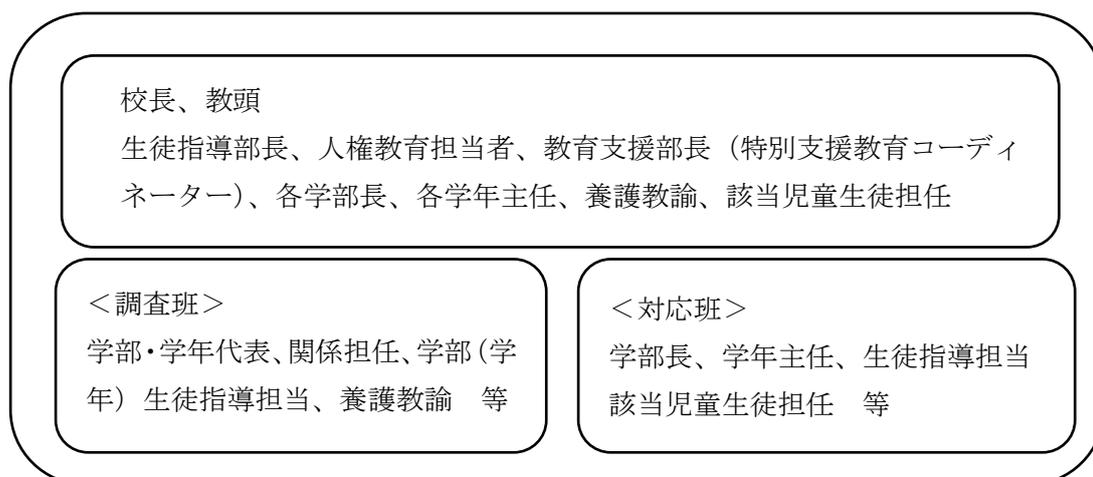


## 校内指導体制及び関係機関

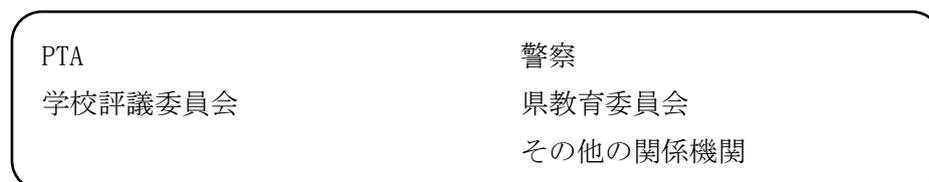
- 1 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」との認識のもと、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志をもって、学校全体の組織的な取組を行う。(全教育活動)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対応委員会」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共有理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。
- 3 いじめを見逃さないために、年2回アンケートを行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

### <いじめ対応委員会>

#### <校内>



#### <校外>



\*いじめ問題が発生した時は、即座に「いじめ対応委員会」を招集する。  
必要に応じて、校外の組織と連携を図り、取り組む。